

第2章

千葉県特別支援教育推進基本計画の取組と評価

第1節 千葉県特別支援教育推進基本計画の概要

1 「千葉県特別支援教育推進基本計画」の趣旨及び策定方針

(1) 趣旨

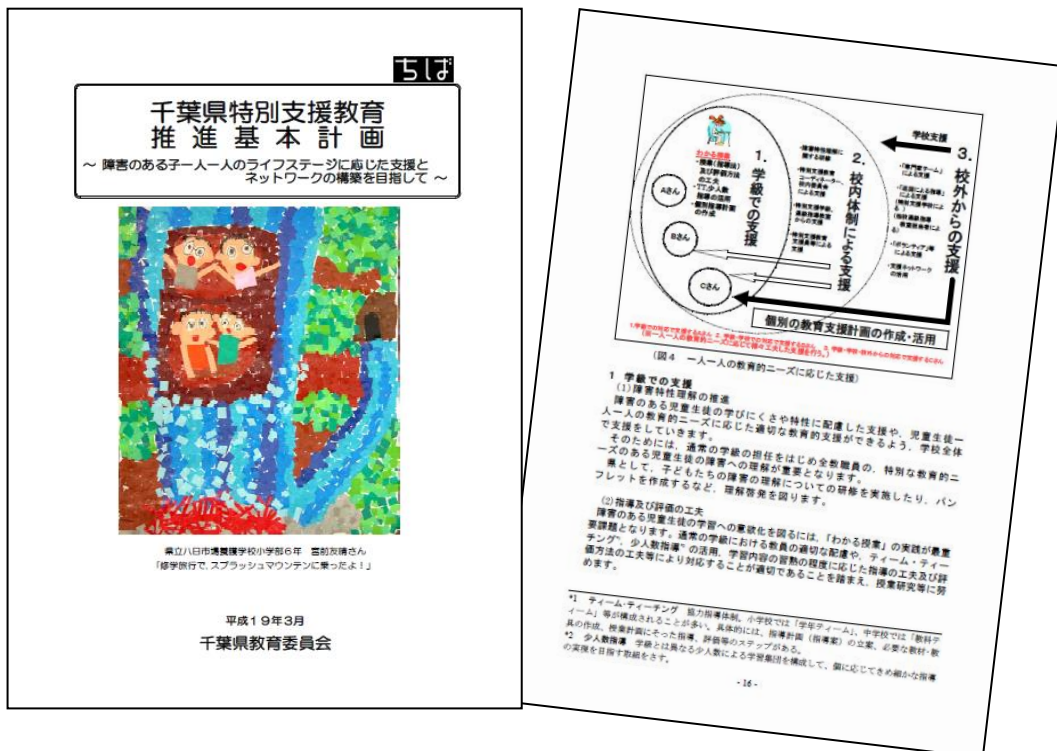
「千葉県特別支援教育推進基本計画」（以下、「第1次計画」という。）は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行うため、本県の特別支援教育に関する総合的な基本計画として平成19年3月に策定しました。

(2) 策定方針

- ①障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援と、関係機関の支援ネットワークの構築を柱とした、総合的な基本計画となっています。
- ②5～10年の中・長期的な計画として策定しました。

(3) 計画の期間

平成19年度から平成28年度までの10年間です。



「千葉県特別支援教育推進基本計画」（第1次計画）

（平成19年3月）

【図4】「千葉県特別支援教育推進基本計画」の概要

【本県障害児教育の現状と課題】

- 早期からの相談支援体制の整備
- 小・中学校の特殊学級等における指導の充実
- 通常の学級におけるLD、ADHD、高機能自閉症をはじめ、障害のある児童生徒に対する支援の充実
- 養護学校における児童生徒の増加への対応
- 盲・聾・養護学校の児童生徒の障害の重度・重複化への対応
- 高等部卒業後の就労支援の充実
- 卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援
- 教員の専門性の維持・向上



【特別支援教育の基本的な考え方】

- ①全ての幼児児童生徒は、価値ある存在、尊重される存在である。
- ②地域で共に学ぶ機会が得られる教育を目指す。
- ③自立や社会参加に向けて、能力を最大限に発揮して学習できる教育を目指す。



【計画策定の趣旨】

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行う。

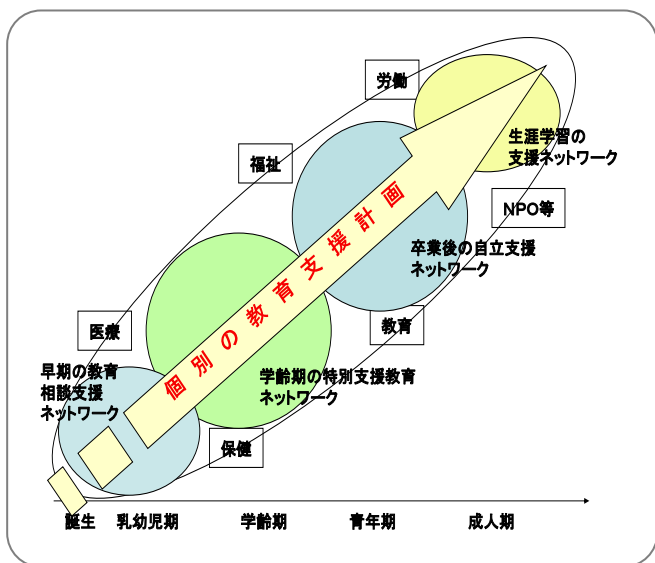


障害のある子一人一人のライフステージに応じた支援とネットワークの構築



【基本計画のテーマ】

- I 早期の教育相談支援体制の整備
- II 小・中学校における特別支援教育の整備充実
- III 今後の特別支援学校の新たな機能の構築
- IV 後期中等教育の充実と卒業後の自立支援
- V 卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援
- VI 学校と教員の専門性の維持・向上



「個別の教育支援計画」
—障害のある子供を生涯にわたって支援—

【表1】「第1次計画」のライフステージごとの計画

ライフステージ	計画のポイント	支援体制の仕組み等
1 早期の教育相談支援体制の整備	(1) 障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談支援の充実 ・関係機関による地域の相談支援ネットワークの整備等 (2) 就学前の幼児に対する「個別の支援計画」の作成と適切な就学の支援 ・市町村教育委員会が行う就学相談における、県教育委員会からの必要な情報提供等	○早期の教育相談支援の充実 ・特別支援学校の校内体制の整備と他機関との連携 ・地域における早期の教育相談支援ネットワークの構築 ○「個別の支援計画」の作成と適切な就学の支援 ・就学相談の実施 ・市町村の就学事務担当者への助言、研修、認定就学者制度の周知
2 小・中学校における特別支援教育の整備・充実	(1) 「わかる授業」の推進と学級における支援の充実・授業（指導法）の工夫等 (2) LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を含む、障害のあるすべての児童生徒に対する適切な教育的支援の充実 ・特別支援教育コーディネーター、校内委員会の充実 ・特別支援教育支援員等による支援等 (3) 学校を支える支援システムの整備 (4) 「交流及び共同学習」の推進 (5) 「特別支援教室（仮称）」構想の検討	○学級での支援 ・指導方法の工夫等 ○校内体制による支援 ・特別支援教育支援員等による支援等 ○校外からの支援 ・市町村の「専門家チーム」、「巡回相談」の整備 ・通級指導教室担当者や特別支援学校からの巡回による指導等 ○「交流及び共同学習」のモデル事業の実施 ○「特別支援教室（仮称）」構想の検討
3 今後の特別支援学校の新たな機能の構築	(1) 特別支援学校の配置・整備と機能の充実 ・喫緊の課題である、児童生徒増による過密化、長時間通学の解消 ・複数の障害に対応した特別支援学校の配置・整備 ・特別支援学校のセンター的機能の充実等 (2) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実 ・障害の重度・重複化、多様化に応じた教育課程の編成 ・実施・評価の充実等 ・自閉症に対応する教育内容・方法の実践研究の推進等	○小・中学校、高等学校の余裕教室等を活用した特別支援学校の分校等の設置 ○特別支援学校の「全県型」、「地域型」の位置づけと役割 ○地域のセンター的機能の充実 ○特別支援教育に係る地域支援ネットワークの構築 ○一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実 ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づく指導の充実 ・「交流及び共同学習」の推進 ・自閉症に対応する教育内容・方法の実践研究、教育課程の編成や校内体制の整備等
4 後期中等教育の充実と卒業後の自立支援	(1) 生徒の多様な教育的ニーズに応じた後期中等教育の充実 ・卒業後の自立を目指す地域生活支援の充実 ・高等学校の空き校舎や余裕教室等を活用した、特別支援学校の分校等設置の検討 ・特別支援学校における職業教育の充実 (2) 個別移行支援計画に基づく就業支援ネットワークの構築 (3) 高等学校における特別支援教育の支援体制づくり	○将来の自立と社会参加に向けた後期中等教育の充実 ・障害の重い生徒の地域生活支援の充実 ・高等学校の空き校舎や余裕教室等を活用した、特別支援学校の分校等の設置についての検討 ・就労を目指す生徒の職業教育の充実 ○教育、福祉、労働等の関係機関による就業支援ネットワークの構築 ○高等学校における特別支援教育の支援体制づくり・高等学校の教員の理解啓発、等
5 卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援	(1) 学びの機会と場の充実 (2) 特別支援学校の地域における生涯学習機能の役割 (3) 生涯学習支援ネットワークの構築	○地域の人々との交流が行える機会や場づくり ○特別支援学校の専門性や施設・設備を生かした社会資源としての機能 ○生涯学習機関、企業、NPO等が連携した生涯学習支援ネットワークの構築
6 学校と教員の専門性の維持・向上	(1) 学校や教員の専門性の維持・向上 (2) 「特別支援学校教員免許状」の保有率の一層の向上 (3) 特別支援学校における「センター的機能の充実のための教員」の配置 (4) 異校種間の人事交流の推進 (5) 理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等の専門職の活用	○総合教育センターや特別支援学校における現職研修の充実 ○特別支援学校のセンター的機能の向上 ○総合教育センター特別支援教育部の機能の充実 ○幼稚園、小・中学校、高等学校の教員への認定講習の受講機会の拡大 ○小・中学校、高等学校、特別支援学校間の相互の人事交流の一層の促進 ○理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等の専門職の活用

第2節 第1次計画策定後の千葉県の特別支援教育の現状

1 概要

(1) 特殊教育から特別支援教育へ

学校教育法の改正により、障害のある幼児児童生徒の教育は、特別な場を用意して行う「特殊教育」から、通常の学級に在籍する発達障害も含めた特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して、全ての学校で行われる「特別支援教育」として展開されてきました。

(2) 関係機関とのネットワーク

特別支援教育とは、発達障害や病気をも含めた障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導や必要な支援を行うものです。

県教育委員会では、障害や病気のある幼児児童生徒一人一人のライフステージに応じた支援を実現するため「千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定し、様々な取組を行ってきました。そのはじめとして、関係機関による支援ネットワークを構築し、障害種別の具体的なプランを作成するために、千葉県障害児教育研究推進会議を設置し、校種や行政機関を超えたネットワークプランを示しました。

このネットワークプランは現在においても、千葉県聴覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会（うさぎねっと）、千葉県視覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会（eyeあいねっと）、千葉県病弱教育連携協議会、千葉県就労支援コーディネーター連絡協議会等として情報共有、役割分担、相互研修、幼児児童生徒への指導等で様々な要請にえています。

視覚・聴覚の連絡協議会は医師、視能訓練士、言語聴覚士、市町村の発達センター、市町村の教育委員会、市町村立小中学校、教育事務所、障害福祉部局、特別支援学校、関係大学が集まり、情報を共有するとともに、各機関に相談が入れば、互いに必要な機関を紹介し、必要な支援がすぐに始まるようにネットワーク化されています。例えば、就労支援のネットワークは、1万件を超える県内全域の就労先や現場実習先の情報をとりまとめ、各地域の特別支援学校の就労支援コーディネーターが担当する地域や会社を定め、就労に向けた流れを有機的に稼働しています。

(3) 特別支援学校のセンター的機能

学校教育法の改正による特別支援学校のセンター的機能（小・中学校等への助言援助機能：学校教育法第74条）の展開により、各特別支援学校では、発達障害を含めた障害や病気に関する県民の相談、関係機関との連携に係る相談、幼稚園、小・中学校、高等学校等に対する教育相談や研修講師の派遣等を行い、その数は、近年では年間1万件を超えるまでになっています。

(4) 幼稚園、小・中学校、高等学校等への支援

多くの幼稚園、小・中学校、高等学校等の発達障害を含む障害に応じた幼児児童生徒の相談や学校への助言を行っていくために、「特別支援アドバイザー事業」を立ち上げ、5つの教育事務所に配置した臨床心理士等の専門家が、各学校等の要請に応じて、障害のある幼児児童生徒の指導・支援の在り方と校内支援体制に関するアドバイスをすることとしました。近年では、年間1,000件近い要請にえています。加えて、より高度な要請にえるために、「千葉県特別支援教育専門家チーム」を組織し、大学教授等の専門家が要請に応じて対応しているところです。

小・中学校等における発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための特別支援教育支援員配

第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料

置については、平成25年以降全ての市町村で配置されるようになり、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒が通常の学級や特別支援学級で必要な支援を受けることができるようになっていきます。幼稚園、高等学校においても支援員が配置され、高等学校では、支援員を配置することにより、充実した高校生活を送り、大学へ進学する生徒も出てきています。

(5) 特別支援学校の整備について

特別支援教育の普及啓発により、多くの児童生徒が必要な支援を受けることができるようになるとともに、「通級による指導」を受ける児童生徒数、特別支援学級の児童生徒数、特別支援学校の児童生徒数が増加しています。

このため、千葉県では、特別支援学校の整備を進め、平成19年度以降、県立特別支援学校8校、高等学校等の余裕教室を活用した特別支援学校の高等部専門学科または普通科職業コースを持つ分校・分教室を5校・1か所、小・中学部の分教室を2か所設置しました。

(6) 就労支援について

高等部専門学科または普通科職業コース設置の効果は大きく、障害のある生徒の自立と社会参加の意識を大きく変えました。その成果として、第1次計画以前の平成18年度の特別支援学校全卒業者に占める民間企業への就職者の割合が29.7%であったものが、平成26年度末には卒業者が300人以上増えた上に、就職者の割合（就職率）が38.1%と全国でも2位になるなど、多くの生徒が就職することができました。

これには、特別支援学校に、職業に関する委嘱講師として地元の様々な業種の方に作業学習等の指導を、特別非常勤講師として医師・歯科医師・理学療法士・作業療法士等に様々な観点で指導を受け、外部人材と協働した取組の効果も大きいものがありました。また、県内特例子会社連絡会や千葉県中小企業家同友会、千葉県経営者協会の協力を得て、「特別支援学校教員企業実習」を実施し、教員の意識改革を行うとともに、千葉県就労支援ネットワークを設置し就労支援コーディネーターを指名した上で、商工労働部産業人材課及び健康福祉部障害者福祉推進課、労働局、ハローワーク等の関係機関とのネットワークをいち早く構築し、自立と社会参加の意識を変えてきたことも効果的でした。



【図5】千葉県の特別支援教育（平成28年5月1日現在）

2 インクルーシブ教育システムの構築

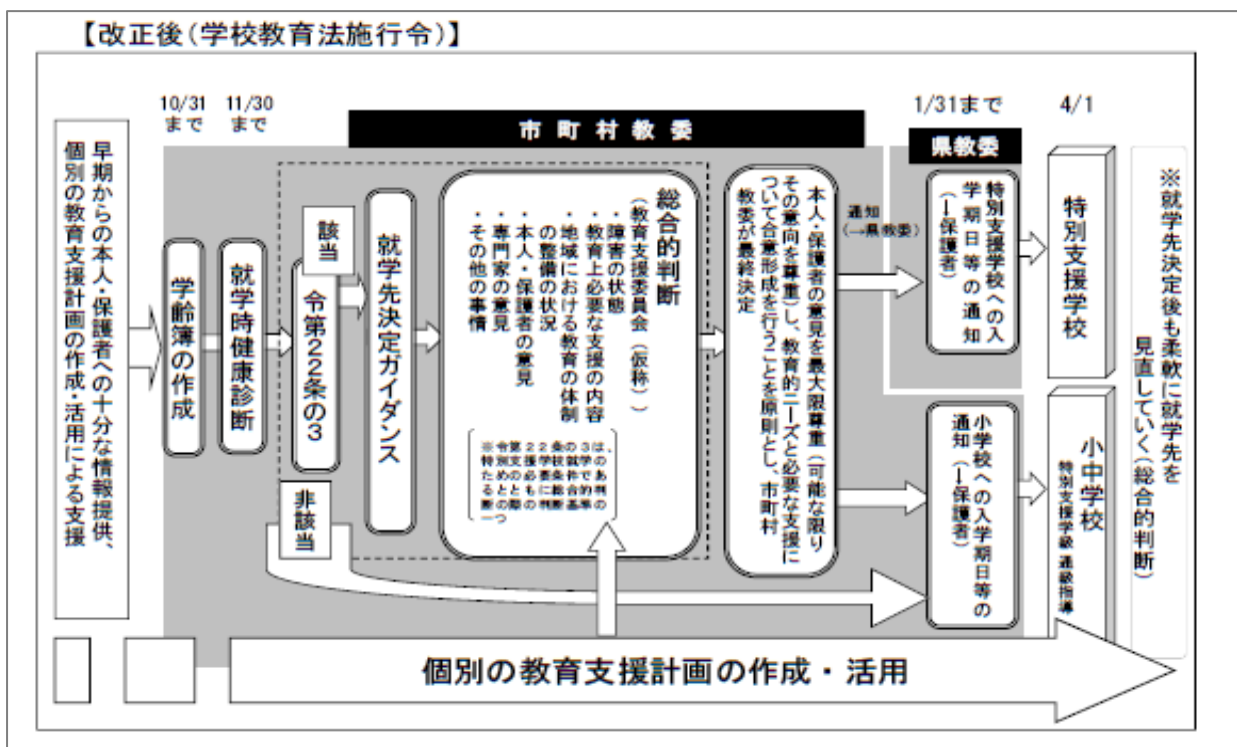
(1) 就学先決定の仕組みの改正

障害者権利条約の批准に向けて、内閣府より、我が国が今後目指す社会として「共生社会」が掲げられ、中央教育審議会において、平成24年、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」がまとめられました。

「インクルーシブ教育システムでは、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」とされています。

このために、国では学校教育法施行令を一部改正し、障害のある幼児児童生徒は特別支援学校への就学を原則としていたこれまでの仕組みを改め、市町村の教育委員会が、幼児児童生徒の障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、体制整備の状況、その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定することとしました。また、就学先を決定した児童生徒についても、フォローアップを行い、必要に応じて就学先を見直していくこととされました。

千葉県においても、平成26年度より、「千葉県心身障害児就学指導委員会」を「千葉県教育支援委員会」と改め、法令改正の趣旨に基づき、特別支援学校に就学した児童生徒のフォローアップを強化することを、市町村の教育支援委員会に対して指導助言することとしました。



【図6】障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

(2) 連続性のある「多様な学びの場」の構築

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を着実に推進していくために、県教育委員会では、平成25年度より文部科学省から「インクルーシブ教育システム構築モデル事業（インクルーシブシステム構築モデルスクール）」を受託し、平成25年度から平成27年度まで、浦安市を指定して研究を進めてきました。学校の設置者及び学校が障害のある児童に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践研究を行い、その成果と課題を県下に周知しました。平成28年度には、小・中学校における合理的配慮の提供事例を収集し、「合理的配慮事例集」を作成し、各学校で適切な配慮が提供されるよう努めてきました。また、全ての障害種で、県内のあらゆる地域で「連続性のある多様な柔軟な学びの場」を構築していくために、国が行う様々なモデル事業を活用してきました。

平成23年の「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（以下、標準法という。）」の改正により、加配された定数を活用して、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校において、「通級による指導」を県内全域で展開するよう進めてきました（P25図8）。

肢体不自由に関する「通級による指導」は、全国に先駆けて平成25年度から開始し、平成28年度末現在で児童生徒数が109人にまで達しています。また、病弱の特別支援学校においては、近年の児童生徒の入院期間が短くなっていることに対応するため、1か月程度の入院であれば学籍を移さず、「通級による指導」の対象として「短期入院による巡回指導」という対応をし、病気の理解、病気の克服のための意欲、心理的な安定、学習の補充等を行っています。

（「コラム13」参照）

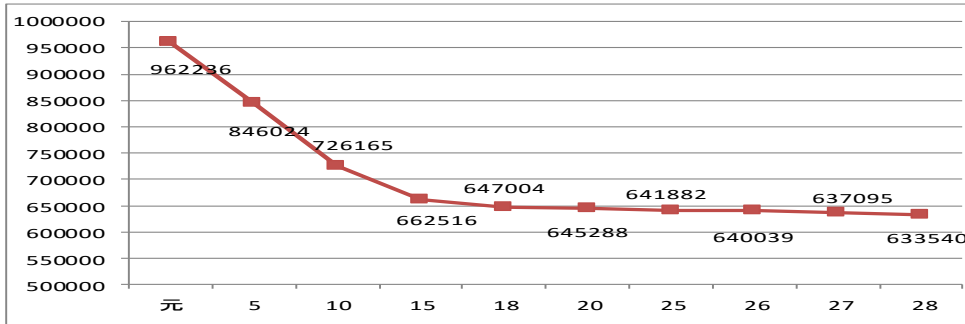
さらに、病弱の特別支援学校では、発達障害等を起因とする2次障害である精神疾患等への対応として箱庭療法等の専門性の高い「通級による指導」を行うほか、精神的に安定して学習に取り組むことができるように特別支援学校に転学し、治療後、元の学校に戻ることも可能としています。

特に、高等学校の生徒が、1か月以上にわたる入院が必要な病気の際には、生徒の学習保障の観点から、本人・保護者と高等学校と病弱特別支援学校で十分協議した上で、特別支援学校に病気治療中に学籍を移し、治療終了後に元の高等学校に学籍を戻すことも柔軟に対応しています（「病気療養児に対する教育の充実について（文部科学省通知）」及び学校教育法施行規則第92条）。平成28年度でこのように治療中に学籍を異動させて学習保障し、元の高等学校に戻った生徒は仁戸名・四街道・袖ヶ浦の各病弱の特別支援学校で18人います。これらの生徒はその後、希望する進路に向けて学習を積み重ね、大学等へ進学した生徒もいます。

3 児童生徒数の推移について

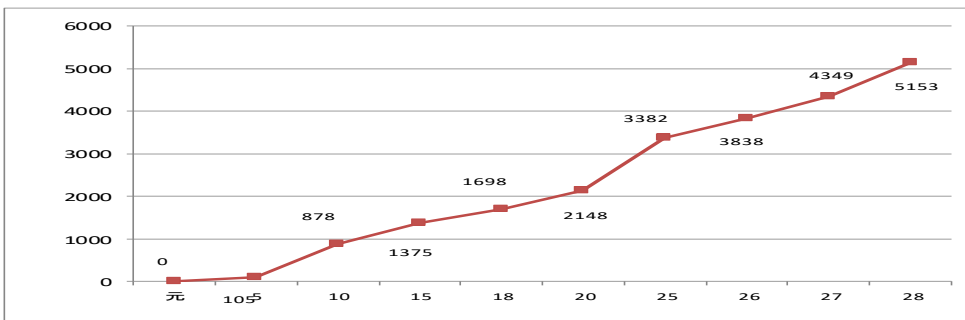
○小・中学校の支援体制が整備され、学びにくさを感じている児童生徒に目が届きやすくなったことや一人一人の教育的ニーズに応じた教育への期待から、特別支援学校等の児童生徒数が増加しています。

【グラフ1】千葉県の児童・生徒数（公立・私立 小・中・高等学校）



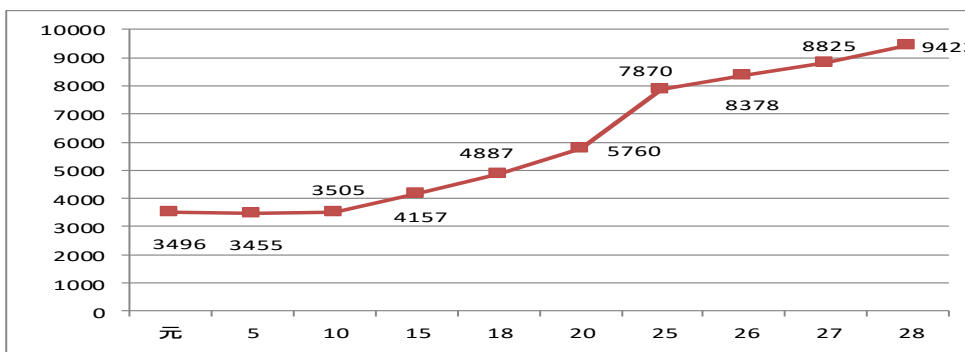
千葉県全体の児童生徒数は、少子化等の影響により減少傾向にある。

【グラフ2】「通級による指導」を受けている児童生徒数（公立小・中学校）



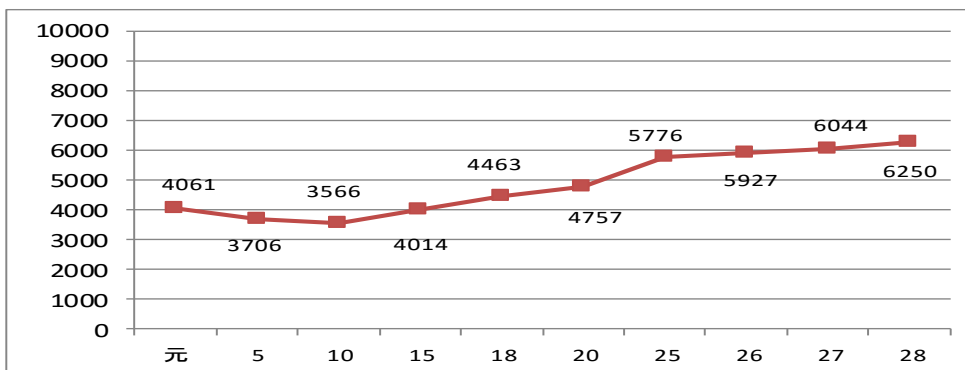
H18年と比較すると約**3.03倍**となっている。

【グラフ3】公立小・中学校の特別支援学級の児童生徒数



H18年と比較すると約**1.93倍**となっている。

【グラフ4】公立特別支援学校の児童生徒数（小・中・高）



H18年と比較すると約**1.4倍**となっている。

4 県内の特別支援学級、「通級による指導」、特別支援学校

(平成28年5月1日現在)

○特別支援学級、「通級による指導」、特別支援学校は、障害種別に学級、教室、学校が設置されています。

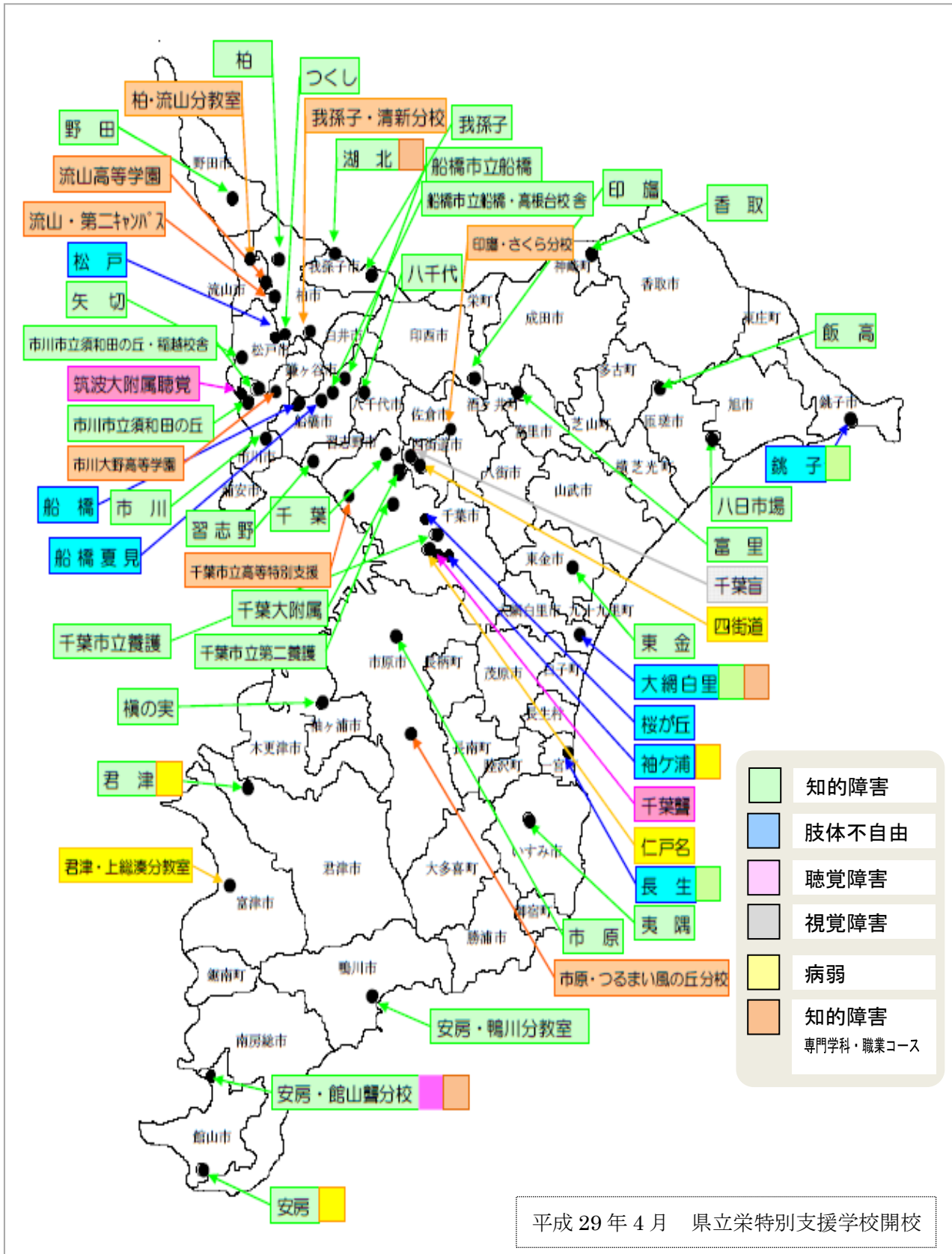
【表2】公立小・中学校の特別支援学級の障害種別学級数と児童生徒数

障害の種類	のべ設置校数			学 級 数			児童生徒数(単位:人)		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
視覚障害	1	—	1	1	—	1	2	—	2
聴覚障害	13	5	18	15	5	20	64	10	74
知的障害	595	288	883	789	376	1165	3,558	1,751	5,309
肢体不自由	3	—	3	3	—	3	3	—	3
病弱・身体虚弱	4	3	7	4	3	7	10	3	13
言語障害	47	—	47	88	—	88	588	—	588
自閉症・情緒障害	497	229	726	592	277	869	2,351	1,083	3,434
計	1,160	525	1,685	1,492	661	2,153	6,576	2,847	9,423

【表3】公立小・中学校、特別支援学校における通級指導教室の状況

障害の種類	教室数					担当教員数 (単位:人)	児童生徒数 (単位:人)
	小・中	特支	巡回	※通級的	計		
言語障害	198	5	48	29	280	200	3,743
情緒障害	22	0	0	22	44	22	387
聴覚障害	5	12	0	8	25	11	119
LD・ADHD等	64	0	14	0	78	64	786
視覚障害	0	13	0	0	13	9	37
肢体不自由	0	52	0	0	52	16	70
病弱	0	6	0	0	6	5	11
計	289	88	62	59	498	327	5,153

※「通級的」とは、特別支援学級の担当が、必要に応じて校内体制により、通常学級の障害のある児童生徒に対する取り出し指導を「通級による指導」のように指導を行うことをいう。



【図7】千葉県の特別支援学校の設置状況（平成28年5月1日現在）